

帝京短期大学 動物実験委員会規程

(委員会の目的)

第1条 帝京短期大学における動物実験に関する倫理性を審議するため、帝京短期大学動物実験委員会（以下「委員会」という）を置く。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会は、『帝京短期大学動物実験委員会指針』に基づいて次の事項を審議する。

- (1) 哺乳類、鳥類、爬虫類の生体を用いる実験・研究の倫理性。
- (2) その他、実験・研究の倫理に関し必要と認める事項。

(委員会の構成)

第3条 委員会は学長が委嘱した委員を以て組織し、構成は次の通りとする。

- (1) 学長
 - (2) その他学長が指名した者
 - (3) 学務室長
- 2 委員は、自身に関わる事案が委員会の審議事項となった時は、議事に参加することはできない。

(委員長)

第4条 委員会には委員長を置き、学長または、学長が指名した者を以て充てる。

- 2 委員長は委員会を招集しその議長となる。議長に事故ある場合は、委員長が指名した者を議長とする。

(委員長の任期)

第5条 委員の任期は、原則として3年とする。但し、再任を妨げない。就任は年度初めとする。なお、任期中に定年を迎える場合は定年までの任期とする。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合、補欠委員の任期は前任者の残りの期間とする。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、動物実験責任者の申請(動物実験計画申請書)、学長の諮問に応じ随時開催する。

(委員会の成立)

第7条 委員会は委員の3分の2以上の出席により成立し、その議決は出席者全員の同意を要する。但し、委員長の判断によっては持ち回り審議も可とする。

- 2 委員会は、その審査に関し、必要ある場合は委員以外の者の意見を聞くことができる。

(審議事項の報告)

第8条 委員長は、委員会の審議事項について学長に報告するものとする。

第9条 学長は前項の報告を受け、その可否を決定の上、申請者に通知する。また、必要に応じ委員会の審議結果を公表できる。

(委員会の庶務)

第 10 条 委員会の庶務は帝京短期大学事務局において処理する。

(委員会の設置および廃止)

第 11 条 委員会は校務の必要に応じ、理事長の承認を得て設置または廃止することができる。

(規程の改正)

第 12 条 この規程の追加、変更および削除は学長の意見を聞いて理事長が決定する。

附則

1. この規程は平成 23 年 11 月 1 日から施行する。